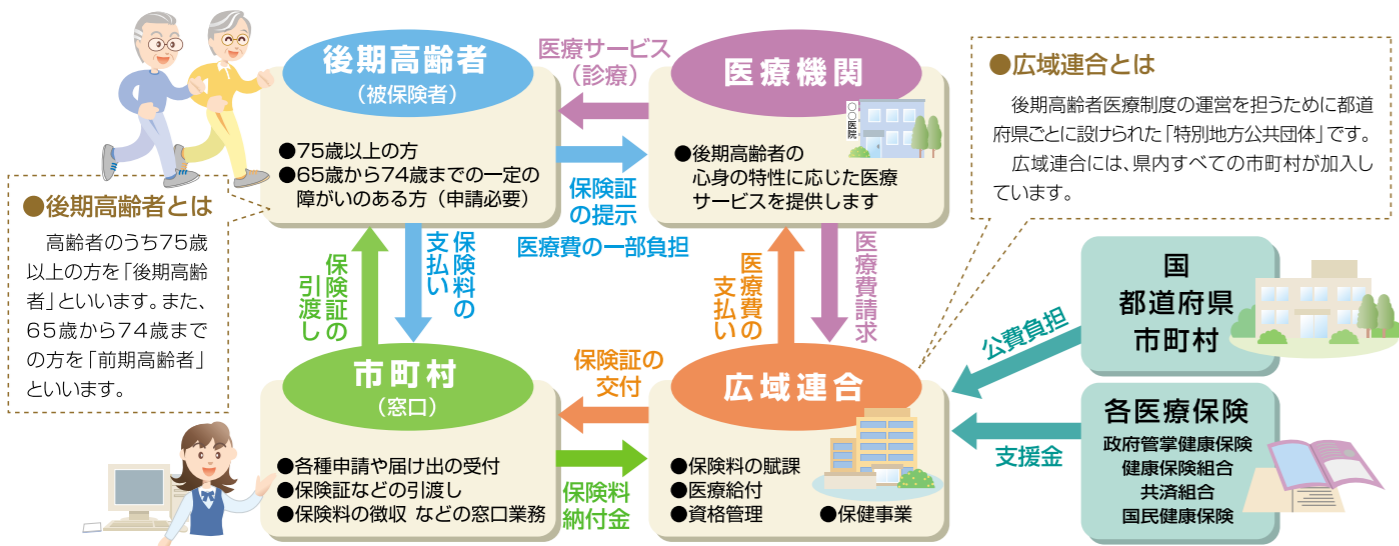


後期高齢者医療制度のしくみ

新潟県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、後期高齢者医療制度の運営を行います。市町村は、各種申請の受付や保険料の徴収などの窓口業務を行い、高齢者の利便性を引き続き確保します。



「老人保健制度」と「後期高齢者医療制度」の比較

	老人保健制度 (平成20年3月まで)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月から)
保険の加入	国民健康保険や社会保険に加入したまま、市町村が運営する老人保健制度で医療を受けます。	国民健康保険や社会保険から後期高齢者医療制度に移行します。
運営主体	新潟県内の各市町村	新潟県後期高齢者医療広域連合(特別地方公共団体)
対象者(被保険者)	●75歳以上の方 ●65歳から74歳までの一定の障がいのある方(申請必要)	変更なし
対象となる時	75歳の誕生月の翌月から(誕生日が1日の人はその月から)	●平成20年3月末現在、老人保健制度の対象者は……平成20年4月1日から ●平成20年4月1日以降に75歳になる方は……誕生日当日から
医療機関での負担割合	かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)	変更なし
保険証	保険証・老人保健法医療受給者証	「後期高齢者医療被保険者証」が1人に1枚交付されます。 ※「老人保健法医療受給者証」は廃止されます。
保険料	各医療保険が各保険料率で賦課し、加入者(世帯主等)は、各医療保険に納付します。	広域連合が県内一律の保険料率で個人単位で賦課し、加入者は年金天引きまたは納付書で市町村に納付します。
各種申請・届け出	市町村窓口	変更なし
根拠法令	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律

お問い合わせ

新潟県後期高齢者医療広域連合

またはお住まいの市役所・町村役場「老人医療担当窓口」まで

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221

新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

保存版

平成20年4月から

75歳以上の方の

後期高齢者医療制度がはじまります

制度の目的

医療費負担の明確化

急速な少子高齢化に伴い、増大する高齢者の医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とします。

高齢者の特性に応じた医療

75歳以上の高齢者について、その心身の特性や生活実態などを踏まえた医療サービスを行います。

財政運営の安定化

制度の運営を都道府県単位で行うことにより、財政の安定化を図ります。

制度のポイント

対象となる方

後期高齢者医療制度って、誰が対象になるの？

- 対象となる方
- 75歳以上の方(申請不要)
- 65歳から74歳までの一定の障がいのある方(申請必要)
- 対象者は、現在加入している国民健康保険や社会保険などの健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。

保険証

新しい保険証はいつ頃届くの？

- 対象となる方には、新しい保険証が1人に1枚交付されます(平成20年3月下旬に送付します)。
※老人保健法医療受給者証は廃止されます。
- お医者さんにかかるときは、お住まいの市町村から届く新しい保険証を医療機関に提示してください。

医療の給付

医療機関窓口での自己負担割合や医療を受けた時の給付内容は？

- 医療機関窓口での自己負担割合は、1割負担(現役並み所得者は3割)です。
- 高額療養費の自己負担限度額など、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。
※各種申請手続きは、お住まいの市町村窓口へ

保険料

「保険料額」と「支払い方法」は？

- 保険料額は、加入者の前年中の所得などに応じて個人単位で計算されます。
- 現在加入している医療保険の保険料の負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払います。
- 保険料の支払いは、加入者全員が個人単位で納めます。原則として年金からの天引きとなります。

保険料率が決まりました

広域連合議会(平成19年11月27日開催)において、新潟県における後期高齢者医療に関する条例の審議が行われ可決されました。
この条例には、新潟県の保険料の料率・医療給付・保健事業などが定められています。

保険料の詳細については、次ページをご覧ください。

新潟県後期高齢者医療広域連合

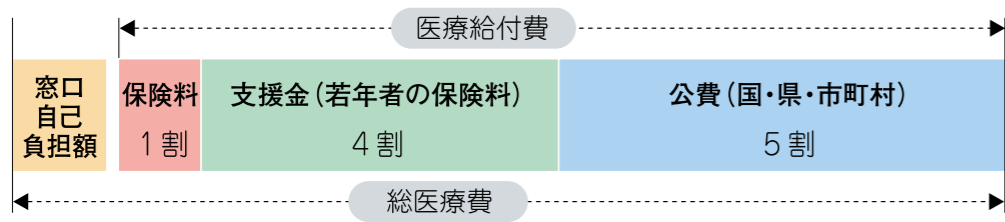
保険料は、加入者の前年中の所得をもとに個人単位で計算されます。

保険料は、原則「年金から天引き」されます。

保険料の決まり方

- 保険料率は、新潟県内後期高齢者の2年間の医療給付費（総医療費から自己負担額を除いた額）の1割を、加入者全員でまかなえるように算定します。

《医療を受けた場合の財源構成図》



後期高齢者の医療費は、若年者の保険料からもまかなわれており、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

- 保険料は、前年中の総所得金額などをもとに、個人単位で賦課されます。1人当たりの賦課限度額は50万円です。
- 保険料は、加入者の所得に応じて決まる「所得割額」と加入者が等しく負担する「均等割額」の合計となります。
※これまで加入していた国民健康保険料や社会保険料の負担はなくなります。

$$\text{保険料(年額)} = (\text{前年中の総所得金額} - \text{基礎控除額} \langle 33\text{万円} \rangle) \times \text{所得割率} \langle 7.15\% \rangle + \text{均等割額} \langle \text{1人当たり} 35,300\text{円} \rangle$$

保険料の計算方法

《保険料の計算例》 平成19年中の収入が、年金収入208万円のみの場合（軽減制度に該当しない場合）

- ①はじめに、年金所得を算出します。

年金所得の計算： 年金収入 - 公的年金等控除額 ※下表の公的年金等控除額の算出方法参照

●年金所得 2,080,000円 - 1,200,000円 = **880,000円** …… A

- ②次に、年金所得から、「所得割額」を算出します。

所得割額の計算： (年金所得 - 基礎控除額) × 所得割率

●所得割額 (880,000円 A - 330,000円) × 7.15% = **39,325円** …… B

- ③「均等割額」は、1人当たり一律の金額になります。

●均等割額 **35,300円** …… C

- ④年間保険料額は、「所得割額」と「均等割額」を合計した金額になります。

●保険料額 39,325円 B + 35,300円 C = **74,600円** ※100円未満切捨て
1か月あたり **約6,200円**

参考 公的年金等控除額の算出方法

公的年金収入額	公的年金等控除額
330万円未満	120万円
330万円以上410万円未満	公的年金収入額×0.25+37万5千円
410万円以上770万円未満	公的年金収入額×0.15+78万5千円
770万円以上	公的年金収入額×0.05+155万5千円

⚠ 遺族年金や障害年金などの非課税年金は、保険料賦課の対象にはなりません。

保険料のめやす【年金収入のみの場合】

下表は、年金収入の方の1人当たりの保険料を示しています。世帯の所得状況によって、均等割額の軽減が受けられる場合があります。

公的年金収入額(年間)	所得割額(ア)	均等割額(イ)	保険料【年額】(ア)+(イ)	年金天引き額【2か月分】
153万円以下	7割軽減該当	0円	10,590円	約1,800円
	5割軽減該当	0円	17,650円	約2,900円
	2割軽減該当	0円	28,240円	約4,700円
	軽減該当なし	0円	35,300円	約5,900円
200万円	33,605円	35,300円	68,900円	約11,500円
250万円	69,355円	35,300円	104,600円	約17,400円
300万円	105,105円	35,300円	140,400円	約23,400円
350万円	137,280円	35,300円	172,500円	約28,800円
400万円	164,092円	35,300円	199,300円	約33,200円

※軽減該当の基準については、下記の「保険料の軽減制度」を確認してください。

※100円未満切捨て

保険料の軽減制度（申請手続きは不要です）

- ◎所得の低い世帯の方

均等割額の軽減……世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の加入者および世帯主(加入者でない方も含む)の合計所得金額をもとに、下表の基準により判定します。

《軽減対象判定基準》

均等割額軽減割合	同一世帯内の加入者および世帯主の合計所得金額
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円 + (世帯主を除く加入者数 × 24万5千円) 以下の世帯
2割軽減	33万円 + (加入者数 × 35万円) 以下の世帯

※軽減判定時の年金所得計算方法 $\text{年金収入} - \text{公的年金等控除} - \text{特別控除}(15\text{万円}) = \text{年金所得}$

- ◎制度加入前日まで社会保険の被扶養者であった方

所得割額と均等割額の軽減……制度加入から2年間「所得割額」と「均等割額」が軽減されます。

なお、平成20年4月から平成21年3月までの軽減内容は、高齢者医療に係る「凍結策」として特例で定められました。

	適用期間	軽減内容	
		所得割額	均等割額
	加入時から2年間	かかりません	5割軽減
特例	平成20年 4月～平成20年9月	かかりません	かかりません
	平成20年10月～平成21年3月	かかりません	9割軽減



保険料の支払い方法

年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2通りに分かれます。

